京都府 報道発表資料

令和8年11月5日

「九条ねぎ」の不適正表示(景品表示法)に係る措置について

■京都府では、株式会社葱保（当時の商号。京都市南区）に対して、同社が販売する「京都九条ねぎ　きざみ」と称するねぎについて、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」）に違反する行為が認められたことから、本日、同社に対して景品表示法に基づく措置命令を行いましたので、お知らせします。

１　違反事業者の概要

名　　称　KUJO LINKS株式会社（「株式会社葱保」から商号変更）
所　在　地　京都市南区吉祥院嶋高町３
事業内容　ねぎ等の野菜の加工・販売

２　事　実

（１）　中国産が混入しているねぎについて、令和８年２月26日に製造販売した商品を包装する透明プラスチックパッケージに、「京都九条ねぎ」「原産地：京都府」等と表示することにより、あたかも京都府産の九条ねぎであるかのように表示して一般消費者に販売していた。

（２）　このことは、景品表示法第５条第３号及び昭和48年公正取引委員会告示第34号（原産国不当表示）の規定に違反するものです。

３　措置命令の内容

（１）　今回の不当な表示を速やかに取りやめるとともに、違反行為があったことを速やかに一般消費者に対して周知すること。

（２）　景品表示法を遵守するための再発防止対策を実施し、役員及び従業員に周知徹底すること。また、今後同様の行為を行わないこと。

（３）　（１）、（２）に基づき講じた措置について１箇月以内に京都府に報告すること。

＜参　考＞

景品表示法に基づく措置命令

景品表示法では、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するものを禁止（第５条第３号）しており、そのうちの一つとして「外国で生産された商品についてその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの」が掲げられており、本件はこれに該当することから、同法第７条第１項の規定により遵守するよう措置命令（行政処分）を行った。

【本報道発表に関するお問合せ】
文化生活部消費生活安全センター長　角（075-671-0030）

措置命令の対象となった「九条ねぎ」の表示内容



（京都府警　提供）